

平成 19 年 4 月 22 日執行の北上市長選挙における選挙の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決した。

平成 19 年 8 月 10 日

岩手県選挙管理委員会

委員長 野村 弘

裁 決 書

審査申立人 岩手県北上市川岸四丁目 4 番 24 号

菅原 安雄 (71 歳)

上記審査申立人から平成 19 年 6 月 11 日付けで提起された平成 19 年 4 月 22 日執行の北上市長選挙 (以下「本件選挙」という。)における選挙の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決する。

主 文

本件選挙の選挙の効力に関する審査の申立ては、棄却する。

理 由

第 1 審査の申立ての要旨

審査申立人 (以下「申立人」という。)は、本件選挙における選挙の効力に関して、平成 19 年 4 月 24 日付けで北上市選挙管理委員会 (以下「市委員会」という。)に対し、選挙の効力に関する異議の申出を行ったところ、市委員会は、同年 5 月 22 日付けでこの異議の申出を棄却する決定をした。申立人は、この決定を不服として、当委員会に対し、本件選挙を無効とする裁決を求めるといふものである。

その理由とするところは、審査申立書、反論書及び申立人の口頭意見陳述の結果を要約すれば、次のとおりである。

本件選挙の開票開始から 1 時間後の中間発表 (開票率 58%) の段階では申立人の得票が 2,300 票 (開票開始から中間発表までの得票数の 11.56%) となったにもかかわらず、中間発表から開票終了までの得票は 300 票余 (中間発表から開票終了までの得票数の 2.25%) しか増加しなかった。

その原因は、開票事務中の後半に何らかの得票数の不正な操作が行われたためである。

このことは、本件選挙の全投票の再点検を行えば判明するはずである。

第 2 当委員会の判断

当委員会は、この申立てを受理し、市委員会に対して弁明書及び関係書類の提出を求め、申立人から反論書を徴した上、申立人の口頭による意見陳述、関係人の証人尋問を行う等して審査した結果は、次のとおりである。

1 選挙の無効の要件

およそ選挙の効力に関する争訟において、選挙が無効とされるのは、公職選挙法 (昭和 25 年法律第 100 号。以下「法」という。) 第 205 条第 1 項の規定により、その選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限られている。

ここでいう「選挙の規定に違反」することとは、主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称するものである (最高裁判所昭和 61 年 2 月 18 日判決)。

また、「選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合」とは、その選挙の規定違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合をいうものである (最高裁判所昭和 29 年 9 月 24 日判決)。

このような観点に立って、申立人の主張する審査の申立ての理由について、本件選挙が無効とされる場合に該当するか否かを検討する。

2 申立て理由についての検討

申立人は、開票事務中の後半に何らかの得票数の不正な操作が行われた旨主張する。

そこで当委員会は、開票事務が適法、適正に執行されたか否かについて検討を行った。

当委員会の調査、市委員会の弁明書及び関係者の証人尋問によれば、本件選挙における開票事務は、次のとおりであった。

- (1) 本件選挙における開票事務は、選挙会事務に併せて行われた。
- (2) 本件選挙における選挙立会人となるべき者については、申立人ではない候補者1名から届出がなされた。届出期限までに候補者からの届出が3人に達しなかったことから、選挙長が2名を選任した。

また、開票に先立って選挙立会人打合せ会が開催され、選挙立会人の心構え等について説明が行われた。

- (3) 開票事務従事者に対する開票事務内容及び注意事項等の周知は、各係主任に対する打合せ会及び各係員に対する開票事務要領の配付により行われた。

また、開票開始の直前には、開票事務従事者に対し筆記用具等を持ち込まないこと、持ち場を離れるときは必ず主任に許可を受けること等の注意が行われた。

- (4) 本件選挙における開票事務は、平成19年4月22日午後9時から北上総合体育館(北上市相去町高前檀27番地36)において開始された。

なお、開票事務が行われた北上総合体育館には、開票事務を監視し得るように選挙立会人が配置されており、かつ、開票事務中に自由に開票事務を監視できる時間が設けられていた。

また、2階には、参観人席及び報道記者席が設けられており、複数の参観人及び報道関係者が参観していた。

- (5) すべての投票箱から投票が所定の開票台の上に取り出され、選挙長及び3人の選挙立会人が投票箱が空になっていることを確認した。

- (6) 開票事務従事者が投票の混同を行い、候補者ごとに分類の上点検し、投票を第1計算係へ回付した。
- (7) 疑問票は、審査係に回付され、有効無効の効力を審査後、投票を選挙立会人へ回付した。
- (8) 第1計算係が、計数機により候補者ごとに200票を1束とした上で、投票を第2計算係へ回付した。
- (9) 第2計算係は第1計算係が使用したのとは別の計数機により票数を確認し、200票ごとに有効無効決定箋(以下「符票」という。)を付け、符票と投票の内容が一致しているかを確認した後、投票を選挙立会人へ回付した。
- (10) 選挙立会人が符票と投票の内容を確認し、投票を選挙長へ回付した。

- (11) 選挙長が3人の選挙立会人の押印を確認した後、投票の有効無効の決定を行い、投票を記録集計係へ回付した。
- (12) 記録集計係員3名のうち、1名が通し番号を付け、2名が別々のコンピュータに①通し番号、②候補者名又は無効の内容、③票数を入力し得票計算表を作成した。

コンピュータは、最初の係員が入力しないと次の係員が入力できず、また、最初の係員と異なる値を次の係員が入力した場合はエラーとなるシステムとなっており、そのシステムを利用して確認した。

- (13) 開票中間結果の発表は、午後10時に行われ、得票総数は19,900票、うち申立人の得票数は2,300票であった。
- (14) 開票結果の発表は、午後10時30分に行われ、投票総数は34,384票、うち有効投票は33,735票、無効投票は649票であり、申立人の得票数は2,611票であった。
- (15) 開票事務と併せて行われた選挙会は、選挙長及び3人の選挙立会人全員による選挙録の審査、署名を経て、午後11時50分に終了した。

本件選挙における開票事務は、上記のとおり、①開票事務従事者に対し注意事項が事前に周知されていた、②投票の確認が複数人により行われていた、③コンピュータへの入力内容の確認は2台の結果を突き合わせて行っていた等適正に行われており、選挙録その他市委員会から提出を受けた資料及び当委員会の調査結果からは、開票事務に係る一連の手続きは法令に則して適正に執行されたものと認めることが相当であり、開票事務中の後半に何らかの得票数の不正な操作が行われたと疑うに足る具体的な事実は確認できなかった。

また、申立人は「開票開始から中間発表までと中間発表から開票終了までの申立人の得票率の落差が大きかったのは、開票事務中の後半に何らかの得票数の不正な操作が行われたためである」と主張するが、票の点検及び計算係の担当が候補者ごとに分かれていたことから、得票数が少ない申立人の開票が早く進んだ結果、前半と後半の有効投票数の合計に占める特定の候

補者の得票数の割合（以下「得票率」という。）に影響を及ぼしたとも考えられ、申立人の得票率が、中間発表前と後とで差があったからといって、直ちに不正な操作が行われたと判断することはできない。

### 3 結論

2のとおり、開票事務においては本件選挙を無効とするに足る具体的な事実は何ら確認できなかった。

以上のことから、投票の再点検をするまでもなく、本件選挙に関して、法第 205 条第 1 項が規定する「選挙の規定に違反すること」に該当する事実があったものとは認められない。

以上判断したとおり、本件選挙を無効とする申立人の主張には理由がない。

よって、当委員会は、主文のとおり裁決する。

平成 19 年 8 月 3 日

岩手県選挙管理委員会

委員長 野 村 弘